

平成 1 8 年 6 月 1 6 日

平成 1 8 年第 2 回岬町議会定例会

第 3 日会議録

平成18年第2回(6月)岬町議会定例会第3日会議録

平成18年6月16日(金)午前11時05分開議

場 所 岬町役場議場

出席議員 次のとおり14名であります。

1番 川 端 啓 子	2番 鍛 治 末 雄	3番 和 田 博 之
5番 奥 野 学	6番 中 原 晶	7番 辻 下 正 純
8番 竹 内 邦 博	9番 出 口 実	10番 反 保 多喜男
11番 岡 本 重 樹	12番 和 田 勝 弘	14番 福 田 収
15番 谷 本 貢	16番 田 島 乾 正	17番 (欠員)

欠席議員 次のとおり1名であります。

13番 鳥谷部 昭

欠 員 1名

傍 聴 0名

地方自治法第121条の規定により本会に出席を求めた者は次のとおりであります。

町 長 石 田 正 弘	助 役 平 徹 也
教 育 長 田 中 繁 樹	総 務 部 長 中 口 守 可
総 務 部 理 事 嶋 本 良 二	総 務 部 理 事 古 田 正
総 務 部 副 理 事 兼 総 務 法 制 課 長 南 康 明	企 画 部 長 竹 本 靖 典
住 民 部 長 白 井 保 二	住 民 部 副 理 事 兼 住 民 生 活 課 長 岡 本 茂
福 祉 部 長 芦 田 貴 志 雄	事 業 部 長 松 永 英 三
事 業 部 理 事 藏 ヶ 崎 龍 男	上 下 水 道 部 長 末 原 光 喜
収 入 役 室 副 理 事 兼 会 計 課 長 谷 口 桂 三	教 育 部 長 岡 田 耕 治

教育委員会副理事
兼生涯学習課長 淵 原 義 仁
教育委員会副理事
兼淡輪公民館長 入 口 博 行
総 務 部
行財政改革課長 四至本 直 秀

教育委員会副理事
兼青セ文セ所長 一 本 稔 明
総務部危機管理課長 亀 崎 義 夫

本会の書記は次のとおりであります。

議会事務局長 辻 下 一 博

議会事務局主幹
兼議会係長 竹 下 雅 樹

議事日程

- 日程1 議案第66号 工事請負契約締結の件
(小島漁港漁業集落排水第1期工事)
- 日程2 議案第67号 動産買入れ契約締結の件
(CD-型消防ポンプ自動車)
- 日程3 二常任委員長報告

(午前11時05分 開議)

和田博之議長 おはようございます。

ただいまから平成18年第2回岬町議会定例会3日目を開会いたします。

ただいまの時刻、午前11時5分です。

本日の出席議員は14名、欠席者数は1名、欠員は1名であります。

出席者数が定足数に達しておりますので、本定例会は成立いたしました。

本定例会には、町長以下の関係職員の出席を求めています。

これより本日の会議を開きます。

和田博之議長 日程1、議案第66号「工事請負契約締結の件(小島漁港漁業集落排水第1期工事)」を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。総務部長、中口守可君。

中口総務部長 日程1、議案第66号、工事請負契約締結の件(小島漁港漁業集落排水第1期工事)について、ご説明いたします。

小島漁港漁業集落排水第1期工事の施工に当たり、工事請負契約を締結したいので、地方自治法第96条第1項第5号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

この工事につきましては、5月26日、入札執行いたしました。

契約の方法といたしまして、指名競争入札で、契約金額1億27万5,000円、うち消費税及び地方消費税につきましては477万5,000円でございます。契約の相手は、岬町多奈川谷川2326番地の12、芳山建設株式会社、代表取締役 芳山龍二でございます。

工事場所につきましては、あらかじめお手元に関係図面を配付していますので、ごらんください。多奈川小島地区内において、下水道管の埋設を行うものでございます。

工期につきましては、議会の議決日から平成19年3月20日まででございます。

次に、工事概要でございますが、工事総延長といたしまして、本管布設工911.5メートルと、マンホール92カ所等の設置工事でございます。

以上でございます。よろしくご審議の上、議決賜りますよう、よろしくお願いいたします。

和田博之議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。質疑ございませんか。中原議員。

中原 晶議員 今回の本議案については、入札時期ですとか、事務処理上、追加議案として上程

せざるを得ないと考えておりますが、委員会付託がございませんので、議場において改めて確認させていただきたい点がございます。事前調査で個人的にお聞かせいただいた点もありますが、以下の点について、この場で改めて答弁を求めたいと思います。

まず1点目に、入札に参加した事業者の数と名称をすべてお示してください。

それから、予定価格。

3点目に、入札した事業者すべての入札価格と落札率、以上をお示してください。

和田博之議長 南課長。

南総務部副理事兼総務法制課長 総務法制課の南です。

中原議員のご質問にお答えさせていただきます。

まず、小島漁港漁業集落排水1期工事に参加した業者の数でございますが、5社でございます。名称につきましては、入札参加業者といたしまして、志真建設株式会社南大阪支店、株式会社松建興業、株式会社森組、芳山建設株式会社、丸正建設株式会社の5社になっておりまして、入札の当日、1社、志真建設におきましては入札を辞退しております。

それと、予定価格でございますが1億500万円、これは税込みの金額になっています。

それと、落札率につきましては、95.5%でございます。

以上です。

和田博之議長 中原議員。

中原 晶議員 ただいまのご答弁で、入札の参加業者が5社ということになるんでしょうか。志真建設は入札を辞退されたということでしたけれども、この5社という数は、入札の要領に定める最低数というか、入札が成り立つ最低の参加の業者数だとお聞きしているんですけども、その枠をもう少し広げることではできなかったのかという点について、ひとつお答えいただきたいと思っております。

和田博之議長 南課長。

南総務部副理事兼総務法制課長 総務法制課の南です。

中原議員さんのご質問にお答えをさせていただきます。

本町におきましては、入札につきましては、低入札価格調査制度という制度を採用しておりまして、その中で5社以上ということになっております。今回、この工事につきまして、指名をさせていただきましたものにつきましては、土木工事という中で、土木工事の中の格付がございまして、それで、A B混合という形で5社ございましたので、5社以上という要件に適應しておりますので、指名したところでございます。

今現在、ちょっと話は変わるんですけども、入札のシステムについての検討委員会というのを立ち上げてまして、その辺の業者の数につきましても、今後、見直しをしていく必要があるんじゃないかという点も踏まえて、今、検討中でございますので、また、その辺の結果がまとまりましたら、またご報告もさせていただきたいなと、かように考えています。

以上でございます。

和田博之議長 中原議員。

中原 晶議員 ご答弁ありがとうございます。

格付の問題もあって、なかなか広げるのは難しいという点も理解できるんですけども、一般には指名競争入札よりも一般競争入札の方が、談合や不正という点については起こりにくいということも考えられますので、先ほどおっしゃっておられた入札の検討委員会の中でよくご検討いただきまして、今後、さらに公正で透明性の高い制度面での確保ということに努力していただきたいと思います。

以上です。

和田博之議長 ほかに質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

和田博之議長 ないようですから、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

和田博之議長 反対討論・賛成討論ともになしと認めます。

これより議案第66号「工事請負契約締結の件(小島漁港漁業集落排水第1期工事)」を起立により採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

和田博之議長 満場一致であります。よって、議案第66号は、可決されました。

和田博之議長 日程2、議案第67号「動産買入れ契約締結の件(CD-型消防ポンプ自動車)」を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。総務部長、中口守可君。

中口総務部長 日程2、議案第67号、動産買入れ契約締結の件(CD-型消防ポンプ自動

車)について、ご説明いたします。

C D - 型消防ポンプ自動車の買い入れに当たり、動産買い入れ契約を締結したいので、地方自治法第96条第1項第8号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

この指名競争入札につきましては、6月8日、入札を執行いたしました。

契約の方法といたしましては、指名競争入札でございます。契約金額1,774万5,000円、うち消費税及び地方消費税につきましては、84万5,000円でございます。

契約の相手は、大阪市生野区小路東五丁目5番20号、株式会社モリタ大阪支店、支店長 平田隆吉でございます。

この消防車は、深日地区に配備するために購入するもので、深日会館横の消防車庫に納車ということになっております。納車期日につきましては、平成18年8月31日でございます。

以上でございます。よろしくご審議の上、議決賜りますよう、お願い申し上げます。

和田博之議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。質疑ございませんか。田島議員。

田島乾正議員 これは深日地区の消防団の消防自動車ということで、確認だけしたいと思います。

契約の相手方はモリタポンプ、これ、かなりしにせの信頼できる業者であると思いますが、これも恐らく指名競争入札で、何社でやられたということをまず確認したいのと、そして、今回、消防自動車の購入に当たって、前車、前の車両、これはいつごろ購入されて、この車両は耐用年数が過ぎてるのか、耐用年数範囲内か、外か、その部分について、この2点を確認したいんと、そして、耐用年数を過ぎておれば、これは当然、廃車処分にするんか、それとも使えれば、当然、何らかの予備車として使うのか、廃車であれば費用はどのくらい要ったかと、この3点、ご説明願いたいと思います。

和田博之議長 南課長。

南総務部副理事兼総務法制課長 総務法制課の南です。

田島議員さんのご質問に答えさせていただきます。

消防ポンプ車の買い入れにつきまして、何社で入札したかという点につきましては、5社で入札しておりまして、会社名をちょっと申し上げますと、真弓興業株式会社、日本機械工業株式会社、小川ポンプ興業株式会社、大阪日野自動車株式会社、それと、落札した会社のモリタでございます。

それと、車の年式でございますが、平成元年の3月おろしになっておりまして、現在、もう17年経過をしております。それで、老朽化が著しいということを考慮しまして、今回、買い入れ

するものです。

それと、3点目の古い消防車につきましては、廃車で対応するという事となっております。

以上です。

和田博之議長 その費用は何ぼになる、廃車の費用は幾らになるか。

南総務部副理事兼総務法制課長 費用はちょっと。

和田博之議長 わからへんの。

南総務部副理事兼総務法制課長 費用につきましては、手元に資料を持っておりませんので、調べた上で、また返事させていただきたいと思っております。

和田博之議長 田島議員、後日の返事でよろしいですか。

田島乾正議員 結構です。

和田博之議長 田島議員。

田島乾正議員 耐用年数がちょっと聞いたかったんやけども、購入年数が平成元年3月と、17年経過していると。こういう特殊車両は、一般車両と比べて、年数経過しても問題は、日野自動車の台車の上にポンプを乗せる。ポンプというのは、そう年数たっても傷むもんじゃないと思うんですけども。担当の方で詳しい方は、耐用年数というのはどの程度まで線引きしているのかな。この場合は17年たっているけども。全国的に消防自動車の耐用年数というのは、道交法上、下の部分については、それはへたばってきたらいかんけども、ただ、上のポンプの部分については、結構耐用年数はあると思うんですけども、当町の場合、どの基準を耐用年数ととらまえて、今回、この車両を購入したか。何も反対してませんよ。耐用年数の基準は、当町の場合、どの線で生きてるか。何を準用してやられているか。国のいろんな関係で準用したんか、当町独自で準用した耐用年数をとられているのか、その点、わかればご答弁願いたいけども、わからなかったら、後日でも結構ですけども。

和田博之議長 亀崎課長。

亀崎総務部危機管理課長 田島議員のご質問にお答えしたいと思います。

当町におきまして、消防車両の更新時期なんですけども、走行距離等々では、そんなに遠くへ行く距離は走りません。ただ、ポンプ機能は、15年を経過するとかなり低下します。それによってメンテ費用がかなりかさむことがありまして、私ども当町では、15年から約20年近くのポンプ使用で更新している次第でございます。

以上でございます。

和田博之議長 田島議員。

田島乾正議員 ご答弁いただいたんですけども、走行距離で、そない走るもんじゃないですな。やっぱり亀崎さんおっしゃるとおり、ポンプのメンテの問題で費用がかかると。これは当然いたし方ないですな。15年から20年、そしたら、当町で各団が持っている車両で15年から20年に該当する車両は、現在、該当車両、何車両あるか。これ、大変なことですわな。深日地区、今、ちょっと言うてるんですけども。当町全体から見たら、優先順位にこれを廃車すべきであったんかということを僕は確認したいんですけども。当然、当町の場合、淡輪、深日、多奈川、谷川、孝子、各分団あるんですが、その耐用年数を過ぎている車両は何台あるのか。また、それに近い車両は何台か。これも確認せんと、やはり僕は深日の人間ですので、深日の消防団の車両を優先的に、ちょっとぐあい悪いんで、購入されたら困るんで、やはり公正・公平性を確認してから賛成したいと思いますので。亀崎さん、ご答弁。

和田博之議長 亀崎課長。

亀崎総務部危機管理課長 ご質問にお答えしたいと思います。

当町におけます消防車両については、現在、12台ございます。そのうち、今年度、深日を予定しております。また、15年を過ぎた車両が、来年、予定ですけども、多奈川地区であります。また、淡輪で平成20年、それと、21年には、また再度、多奈川ということで、ここ4カ年で4台の車を更新しなくてはならないという時期に来ております。

また、それ以後、平成25年まで、あとの残りの車もかなり年数がたってきますので、更新しなくてはならない状況になっております。

以上でございます。

田島乾正議員 資料だけちょうだい。

和田博之議長 資料は出しといてください。お願いします。

ほか質疑ございませんか。中原議員。

中原 晶議員 私も確認なんですけれども、入札の経過について何点か確認させていただきたいと思えます。

今回の議案の中身については、物品購入ですので、非公表の項目があるようにもお聞きしてまうので、ここで明らかにできる範囲で結構ですので、以下の点についてお願いします。

予定価格と入札の回数と落札率、その3点にわたって、お答えいただけますか。

和田博之議長 南課長。

南総務部副理事兼総務法制課長 総務法制課の南です。

中原議員さんの質問にお答えをさせていただきます。

経過につきましてのご質問で、この消防車につきましては、指名競争入札を行っております。車でございますので、物品の扱いということで、入札回数については、最高3回までということで、今回、1回で落札はされております。

それと、予定価格でございますが、今回は、予定価格は公表しておりません。それで、一応、予算額をもって、その執行に当たったわけでございます。

以上でございます。

和田博之議長 予算率、予算価格から落とした率。

南総務部副理事兼総務法制課長 落札率につきましては、94.94%です。

以上です。

和田博之議長 よろしいですか。

中原 晶議員 はい。

和田博之議長 ほか質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

和田博之議長 ないようですから、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

和田博之議長 反対討論・賛成討論ともになしと認めます。

これより議案第67号「動産買入れ契約締結の件(CD-型消防ポンプ自動車)」を起立により採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

和田博之議長 満場一致であります。よって、議案第67号は、可決されました。

和田博之議長 日程3、「委員長報告」を議題といたします。

過日、6月7日の本会議において、総務文教、事業民生の各委員会に付託いたしました議案について、各委員会で慎重に内容の審査をしていただいた、その結果を二常任委員長から報告を求めます。

初めに、事業民生委員長の報告を求めます。事業民生委員長、川端啓子君。

○川端事業民生委員長 議長の許可を得ましたので、事業民生委員会委員長報告をいたします。

去る6月7日の本会議において、本委員会に付託されました6件の議案については、6月8日に委員会を開催し、慎重に内容の審査を行いましたので、その経過並びに結果について、会議規則第41条第1項の規定により報告いたします。

なお、質疑応答等の詳細な内容については、配付いたしております委員会記録のとおりでありますので、よろしくお願いいたします。

まず、議案第55号、平成18年度岬町一般会計補正予算（第1次）の件については、ご配付の委員会記録のとおり、質疑応答、反対討論があり、議案第55号のうち、本委員会に付託された案件は、挙手多数で可決されました。

次に、議案第56号、平成18年度岬町国民健康保険特別会計補正予算（第1次）の件については、ご配付の委員会記録のとおり、質疑応答があり、満場一致で可決されました。

次に、議案第59号、平成18年度岬町水道事業会計補正予算（第1次）の件については、質疑・討論はなく、満場一致で可決されました。

次に、議案第60号、平成18年度岬町立淡輪老人福祉センター条例の一部を改正する件については、ご配付の委員会記録のとおり、質疑応答、反対討論、賛成討論があり、挙手多数で可決されました。

次に、議案第61号、平成18年度岬町老人医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する件については、ご配付の委員会記録のとおり、質疑応答、賛成討論があり、満場一致で可決されました。

次に、議案第62号、平成18年度岬町国民健康保険条例の一部を改正する件については、何ら質疑・討論はなく、満場一致で可決されました。

以上が、審査経過並びに結果であり、当委員会に付託された6議案ともに「可決すべきもの」と決定いたしております。

委員の皆様には、慎重審議ありがとうございました。

以上で、私の委員長報告を終わります。

どうか、議員の皆様方にはご理解の上、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

なお、議案審査の委員会記録については、本定例会議事録の後に資料として添付していただきたく存じますので、議長には、よろしくお取り計らいくださいますようお願いいたします。

和田博之議長 事業民生委員長の報告が終わりました。

それでは、事業民生委員長の報告に対し、質疑を行います。質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

和田博之議長 質疑なしと認めます。

次に、総務文教委員長の報告を求めます。総務文教委員長、福田 収君。

○福田総務文教委員長 議長の許可を得ましたので、総務文教委員会委員長報告を行います。

去る6月7日の本会議において、本委員会に付託されました5件の議案については、6月9日に委員会を開催し、慎重に内容の審査を行いましたので、その経過並びに結果について、会議規則第41条第1項の規定により報告いたします。

なお、質疑応答等の詳細な内容については、配付いたしております委員会記録のとおりでありますので、よろしく願いいたします。

まず、議案第55号、平成18年度岬町一般会計補正予算（第1次）の件については、ご配付の委員会記録のとおり、質疑応答があり、議案第55号のうち、本委員会に付託された案件は、満場一致で可決されました。

次に、議案第57号、平成18年度岬町多奈川財産区特別会計補正予算（第1次）の件については、ご配付の委員会記録のとおり、質疑応答があり、満場一致で可決されました。

次に、議案第58号、平成18年度岬町谷川財産区特別会計補正予算（第1次）の件については、ご配付の委員会記録のとおり、質疑応答があり、満場一致で可決いたしました。

次に、議案第63号、岬町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する件については、質疑・討論なく、満場一致で可決されました。

次に、議案第64号、岬町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する件については、ご配付の委員会記録のとおり、質疑応答があり、満場一致で可決されました。

以上が、審査経過並びに結果であり、当委員会に付託された5議案ともに「可決すべきもの」と決定いたしております。

委員の皆様には、慎重審議ありがとうございました。

以上で、私の委員長報告を終わります。

どうか、議員の皆様方にはご理解の上、ご協力を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

なお、議案審査の委員会記録については、本定例会議事録の後に資料として添付していただきたく存じますので、議長には、よろしくお取り計らいくださいますようお願い申し上げます。

和田博之議長 総務文教委員長の報告が終わりました。

それでは、総務文教委員長の報告に対し、質疑を行います。質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

和田博之議長 質疑なしと認めます。

以上で、二常任委員長の報告が終わりました。

ただいまから、議案第55号「平成18年度岬町一般会計補正予算（第1次）の件」について、討論を行います。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

中原議員、賛成ですか、反対ですか。

中原 晶議員 反対です。

和田博之議長 反対討論、どうぞ。

中原 晶議員 委員長の報告にもありまして、委員会の場でも討論に参加させていただきましたが、この場で改めて私の考えを整理いたしまして、討論に参加したいと思います。

一般会計の補正については、全体としては、財源更正ですとか、住民福祉の向上のための補正と考えてありまして、特に、多奈川小学校の遊具設置の問題ですとか、第二阪和の延伸にかかわる予算など、評価できる点多いと考えております。

しかし、海釣り公園の建設や整備にかかわりまして、まだ大きな不安が残っておりまして、この予算に関しては、当初予算で交付金等に町債を起こして予算化しているという経緯があったと思いますが、今回の補正で、泉州地域振興基金の積極的活用ということで、町債を相殺して、積極的な活用をされて、この点については大変高く評価したいと考えています。

今後も助成金など、積極的な活用を進めていただきたいとは考えておりますが、海釣り公園自体の事業の採算性について、大きな不安が残っておりまして、今回の補正で事業費が増額されていることもあり、賛成しかねるという立場で、反対討論という形にさせていただきたいと思えます。

以上です。

和田博之議長 次に、賛成討論の方ございませんか。

（「なし」の声あり）

和田博之議長 なければ、反対討論の方ございませんか。

（「なし」の声あり）

和田博之議長 ほかに討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

和田博之議長 これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第55号「平成18年度岬町一般会計補正予算（第1次）件」について、起立により採決いたします。

本件についての二常任委員長の報告は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしております。
二常任委員長の報告のとおり、可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立多数)

和田博之議長 起立多数であります。よって、議案第55号は、原案のとおり可決されました。

続いて、議案第56号「平成18年度岬町国民健康保険特別会計補正予算(第1次)の件」について、討論を行います。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

和田博之議長 反対討論・賛成討論ともになしと認めます。

これより、議案第56号「平成18年度岬町国民健康保険特別会計補正予算(第1次)の件」について、起立により採決いたします。

本件についての事業民生委員長の報告は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしております。

事業民生委員長の報告のとおり、可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

和田博之議長 満場一致であります。よって、議案第56号は、原案のとおり可決されました。

続いて、議案第57号「平成18年度岬町多奈川財産区特別会計補正予算(第1次)の件」について、討論を行います。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

和田博之議長 反対討論・賛成討論ともになしと認めます。

これより、議案第57号「平成18年度岬町多奈川財産区特別会計補正予算(第1次)の件」について、起立により採決いたします。

本件についての総務文教委員長の報告は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしております。

総務文教委員長の報告のとおり、可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

和田博之議長 満場一致であります。よって、議案第57号は、原案のとおり可決されました。

続いて、議案第58号「平成18年度岬町谷川財産区特別会計補正予算(第1次)の件」について、討論を行います。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

和田博之議長 反対討論・賛成討論ともになしと認めます。

これより、議案第58号「平成18年度岬町谷川財産区特別会計補正予算(第1次)の件」について、起立により採決いたします。

本件についての総務文教委員長の報告は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしております。

総務文教委員長の報告のとおり、可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

和田博之議長 満場一致であります。よって、議案第58号は、原案のとおり可決されました。

続いて、議案第59号「平成18年度岬町水道事業会計補正予算(第1次)の件」について、討論を行います。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

和田博之議長 反対討論・賛成討論ともになしと認めます。

これより、議案第59号「平成18年度岬町水道事業会計補正予算(第1次)の件」について、起立により採決いたします。

本件についての事業民生委員長の報告は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしております。

事業民生委員長の報告のとおり、可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

和田博之議長 満場一致であります。よって、議案第59号は、原案のとおり可決されました。

続いて、議案第60号「岬町立淡輪老人福祉センター条例の一部を改正する件」について、討論を行います。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

中原議員、賛成ですか、反対ですか。

中原 晶議員 反対です。

和田博之議長 反対討論の方、どうぞ。

中原 晶議員 反対討論させていただきます。

指定管理者制度の導入ということで、民間でできることは民間でということで、行財政のスリ

ム化を図るといふねらいがあるといふことはわかっておるんですけども、この老人福祉センターといふのは、住民福祉の向上を図るための施設であると、条例に明記されております。指定管理者制度の導入で、本来、行政が責任を持って、公の施設において住民サービスの維持や向上を果たすべきところが、その責任の縮小といふことにつながると考えますので、反対いたします。

以上です。

和田博之議長 ほかに討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

和田博之議長 賛成討論の方ございませんか。

(「なし」の声あり)

和田博之議長 反対討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

和田博之議長 これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第60号「岬町立淡輪老人福祉センター条例の一部を改正する件」について、起立により採決いたします。

本件についての事業民生委員長の報告は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしております。

事業民生委員長の報告のとおり、可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立多数)

和田博之議長 起立多数であります。よって、議案第60号は、原案のとおり可決されました。

続いて、議案第61号「岬町老人医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する件」について、討論を行います。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

和田博之議長 反対討論・賛成討論ともになしと認めます。

これより、議案第61号「岬町老人医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する件」について、起立により採決いたします。

本件についての事業民生委員長の報告は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしております。

事業民生委員長の報告のとおり、可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

和田博之議長 満場一致であります。よって、議案第61号は、原案のとおり可決されました。

続いて、議案第62号「岬町国民健康保険条例の一部を改正する件」について、討論を行います。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

和田博之議長 反対討論・賛成討論ともになしと認めます。

これより、議案第62号「岬町国民健康保険条例の一部を改正する件」について、起立により採決いたします。

本件についての事業民生委員長の報告は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしております。

事業民生委員長の報告のとおり、可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

和田博之議長 満場一致であります。よって、議案第62号は、原案のとおり可決されました。

続いて、議案第63号「岬町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する件」について、討論を行います。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

和田博之議長 反対討論・賛成討論ともになしと認めます。

これより、議案第63号「岬町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する件」について、起立により採決いたします。

本件についての総務文教委員長の報告は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしております。

総務文教委員長の報告のとおり、可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

和田博之議長 満場一致であります。よって、議案第63号は、原案のとおり可決されました。

続いて、議案第64号「岬町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する件」について、討論を行います。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

和田博之議長 反対討論・賛成討論ともになしと認めます。

これより、議案第64号「岬町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する件」について、起立により採決いたします。

本件についての総務文教委員長の報告は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしております。

総務文教委員長の報告のとおり、可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

和田博之議長 満場一致であります。よって、議案第64号は、原案のとおり可決されました。

以上で、二常任委員会に付託されました案件は、すべて採択されました。

各委員長さん、委員の皆さん、本当にご苦労さんでございました。

以上をもって、今期定例会の会議に付された事件はすべて議了いたしました。

以上で、本日の会議を閉じます。

これをもって、平成18年第2回岬町議会定例会を閉会いたします。

慎重審議、まことにありがとうございました。ご苦労さんでございました。

(午前11時46分 閉会)

以上の記録が本町議会第2回定例会の会議のてんまつに相違ないことを記するため、ここに署名する。

平成18年6月16日

岬町議会

議 長 和 田 博 之

議 員 福 田 収

議 員 谷 本 貢